

高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、20歳未満の障害者又は障害児（以下「障害児等」という。）及びその保護者の利用者負担を軽減することにより、障害児等への適切な療育の提供及び障害福祉サービスの利用促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付先、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助金の交付先（以下「補助事業者」という。）、補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付

変更申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金額の20パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (7) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号、第4号及び第6号から第9号までに掲げるもののほか、次の条件を付さなければならないこと。

事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに補助事業者に報告するとともに、当該金額を補助事業者に返還しなければならないこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の通知をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（遂行状況の報告）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により、補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により、補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達するため必要があると認めるときは、補助事業者は、別記第6号様式により概算払を請求することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。

(2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助事業者又は間接補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第7号及び第11号、第7条、第8条第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率
障害児入所施設を運営する 社会福祉法人及び独立行政 法人であって、県税の滞納 がない者	高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱に基 づき算定された軽減対象額	定 額
市 町 村	補助金（障害者支援施設を運営する一部事務組合及 び社会福祉法人であって、県税の滞納がない者に対 して、高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱 に基づき算定された軽減対象額を助成するもの）	2 分の 1 以内

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、令和 年度高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（別紙1）
- (2) 施設利用者一覧表（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書（別紙3）
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、関係資料

歳入歳出予算書

(1) 収入の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
県補助金		
計		

(2) 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	説 明
計		

予算議決日（又は議決予定日）	令和 年 月 日（予定）
----------------	--------------

（注） 予算議決日については、市町村の場合に記入してください。

住 所

氏 名

第2号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

補 助 金 交 付 変 更 申 請 書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました事業の内容等を変更したいので、高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付申請額 | 円 |
| 3 差 引 き 増 減 額 | 円 |
| 4 変更事項及び理由 | |
| 5 添付書類 | |
| (1)申請額算出内訳書（変更）（別紙1） | |
| (2)施設利用者一覧表（別紙2） | |
| (3)歳入歳出予算書（別紙3） | |
| (4)(1)から(3)までに掲げるものほか、関係資料 | |

歳入歳出予算書

(1) 収入の部

単位：千円

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	説 明
県補助金				
計				

(2) 支出の部

単位：千円

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	説 明
計				

予算議決日（又は議決予定日）	令和 年 月 日（予定）
----------------	--------------

(注) 予算議決日については、市町村の場合に記入してください。

住 所

氏 名

第3号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和 年度高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和 年度高知県障害児施設等入所者支援事業を完了しましたので、高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 円 |
| 3 差引き過不足額 | 円 |
| 4 添付書類 | |
| (1)補助金精算額調書（別紙1） | |
| (2)施設利用者実績一覧表（別紙2） | |
| (3)歳入歳出決算（見込み）書（別紙3） | |
| (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、関係資料 | |

歳入歳出決算（見込み）書

(1) 収入の部

単位：千円

区 分	予 算 額	決算（見込）額	説 明
県補助金			
計			

(2) 支出の部

単位：千円

区 分	予 算 額	決算（見込）額	説 明
計			

令和 年 月 日

住 所

氏 名

第5号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

高知県障害児施設等入所者支援事業費
補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定を受けました補助金について、高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

名 称

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定を受けました
令和 年度高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金を概算交付されるよう高知
県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱第10条ただし書の規定に基づき請
求します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 今回請求額	円
3 既 交 付 額	円
4 差引き請求残額	円

（振込先）